

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》へのアセットマネジメントOneの取組方針

(2026 年 4 月 1 日改定)

序文

アセットマネジメントOne株式会社(以下、当社といいます)は、責任ある運用機関として適切にスチュワードシップ責任を果たすため、以下の「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(以下、「本コード」といいます)を受け入れることを表明いたします。

・当社は、スチュワードシップ責任を適切に果たすことが、日本の経済・社会に＜豊かな実り＞をもたらすと確信しております。顧客・受益者(以下、「お客さま」といいます)と社会に貢献する運用機関として適切なスチュワードシップ活動を行い、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、経済・社会の健全な発展に貢献したいと考えております。

・本コードにおける「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)、議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味します。

・本コードは、投資先企業がガバナンス向上のために取組む指針であるコーポレートガバナンス・コードとともに、日本のコーポレート・ガバナンス改革を深化させる車の両輪であり、当社では、当社に適用される本コードの原則(指針を含む)すべてについて、以下の方針を定めております。

・なお、当社は、本コードが念頭に置く日本の上場株式に加えて、他の資産についても本コードに沿ってスチュワードシップ責任を果たせるよう体制を整備していきます。

原則1:機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

＜指針＞

1-1.

機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じサステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

1-2.

機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

その際、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題を考慮するかについて、検討を行った上で当該方針において明確に示すべきである。

＜AM-One 取組方針＞

1-1.

・当社は、社会の持続可能な発展が、中長期的な投資先企業の価値向上、そしてお客さまの中長期的な投資収益の拡大のために不可欠であると考えます。

・社会が持続可能な形で発展するためには、その重要な構成要素である企業は、短期的な利潤追求だけではなく、中長期的な視点で環境問題や社会問題へ積極的に取り組むことが必要であり、またそれを実現するためには強固なコーポレート・ガバナンスが前提になります。企業がそれらに継続的に取り組むことにより、環境問題や社会問題の解決を通じて社会の持続的な発展がもたらされると同時に、企業にとっても中長期的な持続可能性や企業価値の向上に繋がると考えます。当社は、財務情報のみならず、ESG(環境・社会・ガバナンス)要因等の非財務情報も考慮し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行い、企業分析や投資判断を行うことで、お客さまの中長期的な投資収益の拡大を目指します。

1-2.

・当社は、この考えに則り、高い専門性と豊富な経験を有するアナリストを配置し、投資先企業の財務情報だけではなく、ガバナンスや社会・環境問題(いわゆる「ESG」)など、非財務情報も的確に把握し、中長期的な視点からエンゲージメントや議決権行使を適切に実施し、企業分析や投資判断を行うことで、中長期的な投資先企業の企業価値向上や社会課題の解決を促進し、経済・社会の健全な発展に貢献してまいります。本方針は、当社ウェブサイトにて公表しております。

・更にアナリストの研鑽や、スチュワードシップ活動を定期的に省みることなどにより、取組みの改善・向上に努めるとともに、スチュワードシップ活動についての明確な

方針とその詳しい状況をお客さまに報告し、受託者としての説明責任を果たしてまいります。

・また、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題を考慮するか、考慮する場合にはどのように考慮するか、すなわち当社の ESG 投資への取組みや ESG インテグレーションの手法等について、当社ウェブサイトやサステナビリティレポート、または説明資料等において示します。

・これらの幅広い活動を行うことが、「責任ある運用機関」として、スチュワードシップ責任を果たすことと考えております。

＜スチュワードシップ責任を果たすための体制＞

・当社では、スチュワードシップ責任を果たす上で、経営政策委員会として設置した「スチュワードシップ推進委員会」が議決権行使・エンゲージメント等のスチュワードシップ活動を統括し、適切に推進してまいります。

・スチュワードシップ推進委員会は、スチュワードシップ活動の履行状況の評価・見直しや投資先企業とのエンゲージメント、議決権行使など、スチュワードシップ活動への取組み全般に関する事項について審議、報告する委員会です。この委員会において、スチュワードシップ活動の実績総括を実施し、常に取組みの改善・向上を図ってまいります。また、利益相反等の観点で最も重要な議案の賛否判断については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議からの意見表明を受け審議し、その行使結果については取締役会に報告いたします。

・スチュワードシップ推進委員会の下部組織として、「議決権行使部会」を設置し、適切に議決権を行使いたします。議決権行使部会では、当社の基準に基づき重要と判断された議案(利益相反等の観点で最も重要な議案を除く)の審議等を行います。なお、議決権行使部会で審議された議決権行使結果については、スチュワードシップ推進委員会へ報告いたします。

1－3. アセットオーナーは、最終受益者の視点を意識しつつ、その利益の確保のため、自らの規模や能力等に応じ、運用機関において実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関に促すべきである。アセットオーナーが直接、議決権行使を伴う資金の運用を行う場合には、自らの規模や能力等に応じ、自ら投資先企業との対話等のスチュワードシップ活動に取り組むべきである。 1－4. アセットオーナーは、自らの規模や能力等に応じ、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。 1－5. アセットオーナーは、自らの規模や能力等に応じ、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話等のスチュワードシップ活動の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数・面談時間や議決権行使の賛否の比率等の形式的な確認に終始すべきではない。	1－3. 対象外 1－4. 対象外 1－5. 対象外
---	--

原則2:機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

＜指針＞

2-1.

機関投資家は、顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。

2-2.

機関投資家は、こうした認識の下、運用機関による議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を含め、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための実効的な管理についての明確かつ具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。

＜AM-One 取組方針＞

2-1.

・当社は、スチュワードシップ活動に際し、お客さまの利益を第一として行動します。利益相反については、社内規程に則り厳格に管理いたします。

2-2.

・当社は、当社が運用を行うファンドにおいて保有している株式の議決権を行使するに当たっては、議決権行使ガイドラインに則り、お客さまの利益のみに忠実に議決権を行使いたします。「利益相反管理方針」の概要については、当社ウェブサイトに公表しております。

(リンク先⇒利益相反管理方針の概要)

・当社は、当社および「みずほフィナンシャルグループ」「第一ライフグループ」が行う取引に関して、当社が行う業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引の管理を行い、お客さまの保護と利便の向上に努めております。利益相反のおそれのある取引については、あらかじめ特定・類型化し、定期的および必要に応じて都度見直しを実施しております。

・スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使に係る利益相反については、議決権を行使する役職員と、それ以外の当社内外の者との間で、議決権行使に関する情報を遮断し、その旨を規定しております。情報遮断の実効性を高めるため、コンプライアンス担当部署による議決権行使結果のモニタリング体制を構築し、牽制機能を整えています。また、議決権を行使する役職員について、親会社等との間で、

2-3. 運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備し、これを公表すべきである。	適切な人事異動制限を設けております。 2-3. ・当社は、経営政策委員会として「スチュワードシップ推進委員会」を設置し、適切に利益相反を管理いたします。スチュワードシップ推進委員会は、運用本部長を委員長、リスク管理本部長等を委員とし、経営企画・営業部門から独立した資産運用部門において審議を尽くし、スチュワードシップ活動を推進してまいります。監査等委員がスチュワードシップ推進委員会に出席するなど、適切な牽制体制を構築しております。「議決権行使に関する利益相反管理」に関するガバナンス体制については、当社ウェブサイトに公表しております。 ・議決権行使ガイドラインの制改定に関しては、スチュワードシップ推進委員会にて審議、運用本部長決裁にて決定いたします。決定した内容は、取締役会に報告いたします。 ・親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、スチュワードシップ推進委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。その行使結果については、取締役会に報告することによって、モニタリングする体制を構築しております。
--	--

原則3:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

＜指針＞

3-1.

機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。

3-2.

機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができているかについて適切に確認すべきである。

3-3.

把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するものを含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用戦略には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

＜AM-One 取組方針＞

3-1.

・当社では、投資先企業の状況を的確に把握するために、高い専門性と豊富な経験を有するアナリストを配置し、様々な機会を通じ、業績等の財務情報だけではなく、ガバナンスや社会・環境問題（いわゆる「ESG」）など、投資先企業の非財務情報も的確に把握いたします。

3-2.

・当社は、中長期的な視点から投資先企業の状況を継続的に調査し、投資先企業とのエンゲージメント内容を定期的に確認していくことにより、当該企業の状況の実効的な把握に努めてまいります。また、その取組み状況については、スチュワードシップ推進委員会にて報告し、適切に確認を行うとともに改善に努めてまいります。

3-3.

・当社では、企業戦略、業績、資本構造、ガバナンス、社会・環境など把握すべき事項について、独自の視点から投資先企業、業界、市場全体（テーマ）それぞれが抱える課題の把握に努めてまいります。

＜把握する主な事項＞

- ・企業戦略: 経営戦略、事業計画、業界・競争環境等
- ・業績: 業績変化要因等
- ・資本構造: 資本効率、財務戦略、資本政策等
- ・ガバナンス: 経営体制、コーポレート・ガバナンス等
- ・社会・環境: 持続的な成長に影響を与えるリスク・収益機会等
- ・その他事項: 経営への影響の大きいその他事象（反社会的行為）等

・当社では、ガバナンスは勿論のこと、非財務情報の中でも特に投資先企業の持続的な成長や企業価値の向上を考える上での阻害要因または収益獲得機会となりうる社会・環境問題について、専門部署であるリサーチ・エンゲージメント部に配置したESGアナリストを中心に積極的なエンゲージメントを行います。また、ESG情報の開示が遅れている投資先企業に対しては、エンゲージメントを通じて積極的な開示や開示内容の改善を働きかけております。

・なお、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握するよう努めてまいります。

原則4:機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

＜指針＞

4－1.

機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

4－2.

機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。

4－3.

機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。

＜AM-One 取組方針＞

4－1.

・当社は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的としたエンゲージメントを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めてまいります。

・投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該企業に対して更なる対話を求め、問題の改善に向けた取組みを促すよう努めてまいります。

4－2.

・当社は、投資先企業の求めに応じて、対話の中で当社の株式保有状況を伝えることで相互理解や円滑な対話を推進して参ります。

4－3.

・当社は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付く対話となることを意識するとともに、パッシブ運用においては株式市場全体の底上げへの貢献を、アクティブ運用においては超過収益獲得を重視して取組めます。

4-4.

パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。

4-5.

以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである。

4-6.

機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）も重要な選択肢である。対話のあり方を検討する際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきである。

4-7.

投資先企業と対話を行う機関投資家は、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能であること、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等が図られるべきことを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。

4-4.

・パッシブ運用においては、リサーチ・エンゲージメント部に配置した ESG アナリスト・議決権行使専任担当者の充実により、中長期的な視点に立ったエンゲージメントや議決権行使を通じて、投資先企業の企業価値向上ならびに株式市場全体の底上げに貢献できるよう努めてまいります。

4-5.

・当社は、日本を代表する運用機関として、企業の理念・歴史・文化に加え、ガバナンスや社会・環境問題（いわゆる「ESG」）への深い理解に基づいた議論を重ねることで、様々な成長局面にある投資先企業の企業価値向上に向けた取組みを後押しすることをエンゲージメントの基本方針としております。

・不祥事の発生や長期的な業績不振などにより、企業価値を大きく毀損するおそれがある場合には、更なる対話を求め、市場の代弁者として厳しい目線で対峙することを通じ、企業価値改善を促してまいります。

4-6.

・当社では、原則として単独でエンゲージメント活動を行いますが、取組みが効率的かつ効果的と考えられる場合には、海外も含む他の機関投資家と協働した対話（協働エンゲージメント）への参加を検討いたします。

4-7.

・当社は、公表された情報をもとに投資活動を行います。投資先企業とのエンゲージメントにおいて、未公表の重要事実を受領いたしません。万一、未公表の重要事実を受領した場合は、社内の規程に則り適切に管理し、法令等を遵守いたします。

<株式保有状況の説明について>

・当社は、投資先企業との対話の中で、企業の求めに応じて株式保有状況を直接お伝えいたします。この場合、大量保有報告書の開示基準と整合的な内容を、原則として直近四半期末における株数にて提供することにより、当該企業との相互理解や円滑な対話を推進いたします。

原則5:機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

<指針>	<AM-One 取組方針>
5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。 また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、	5-1. ・当社は、適切な議決権行使が企業のカバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。 5-2. ・当社は、『議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準』に行使判断の方針および基準を定め、当社ウェブサイト公表いたします。 (リンク先⇒国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準) ・当社は、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容を踏まえた議決権行使を通じ、中長期的な株主利益の最大化を目的とした経営および適切なガバナンスの下での環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促してまいります。 ・当社が運用を行う一部のファンドでは、議決権に係る権利確定日を跨ぐ貸株取引を行う場合がありますが、その場合でも議決権確保に留意いたします。 5-3. ・上記ガイドラインや議案判断基準に則って判断した議決権行使結果は、議案の主な種類ごと(剰余金処分案、取締役・監査役選任議案など)の集計結果と投資先企業の個別議案ごとの行使結果を、四半期ごとに当社ウェブサイト公表いたします。 (開示時期到来時リンク先⇒議決権行使指図結果)

機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。

議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。特に、外観的に利益相反があると疑われる投資先企業の議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表すべきである。

5-4.

機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを踏まえて利用することが重要であり、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表すべきである。

・特に、親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案や議決権行使の方針とは異なる判断を行った議案及び投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、議決権行使の理由を公表いたします。

5-4.

・当社は、『議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準』に則り、自社独自で議決権を行使しております。但し、親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案に関しては、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、ステュワードシップ推進委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。

・議決権行使助言会社の利用にあたっては、当該議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを把握するとともに、名称を公表いたします。

原則6:機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

＜指針＞

6－1.

運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである。

6－2.

アセットオーナーは、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである。

6－3.

機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである。

＜AM-One 取組方針＞

6－1.

・当社は、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使など、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況について、当社ウェブサイトなどを通じ、定期的に報告いたします。

（開示時期到来時リンク先⇒エンゲージメント活動状況、議決権行使指図結果）

6－2.

対象外

6－3.

・当社は、議決権行使やエンゲージメントの実施状況などスチュワードシップ活動について、定期的に公表いたします。公表内容については、お客さまの目線に立ち、適宜改善を図るなど工夫いたします。

原則7:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

＜指針＞

7-1.

機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。

このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。

7-2.

特に、機関投資家の経営陣は、スチュワードシップ責任を実効的に果たするための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのための組織構築・人材育成に関して、また、運用機関の経営陣は、ガバナンス強化・利益相反管理に関して、それぞれ重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

7-3.

対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。

＜AM-One 取組方針＞

7-1.

・当社は、投資先企業との長期的な相互信頼関係を大切にするとともに、高いスキルをもったプロフェッショナルとして、知見と発想力を磨き上げることに努めてまいります。

・当社は、リサーチ・エンゲージメント部を設置し、ESG アナリストおよび議決権行使専任担当者を充実させるとともに、運用本部内の連携を通じて運用戦略に即した形でのサステナビリティの考慮に基づいたスチュワードシップ責任を果たすための体制を整備しております。

7-2.

・当社の経営陣は、アセットマネジメント業務に精通するなど実効的なスチュワードシップ活動の推進とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担う能力を有した者が取締役役に就任しております。また、様々な分野で高い知見を有する専門家を独立社外取締役役に招聘し、独立性・透明性の高い経営体制を構築しております。当社の経営陣は、スチュワードシップ活動の中核を担う「リサーチ・エンゲージメント部」を設置し、ESG アナリストを充実させるなど体制強化に努めております。

7-3.

・必要に応じ、外部の専門家や有識者、他の機関投資家との意見交換を行います。

7-4. 機関投資家は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みることにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のステュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。 特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのステュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むステュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべきである。その際、これらは自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつくものとなるよう意識すべきである。	7-4. ・当社は、自らのステュワードシップ活動が本コードの趣旨・精神に照らして運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつく活動となるよう、自らのガバナンス体制・利益相反管理を含めた自己評価を定期的に行い、投資先企業との対話を含むエンゲージメント活動の結果を当社ウェブサイトやサステナビリティレポート等に公表いたします （開示時期到来時リンク先⇒自己評価内容）
--	--

原則8:機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベトメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

<指針>	<AM-One 取組方針>
8-1. 議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供者は、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取組みを公表すべきである。 8-2. 議決権行使助言会社は、運用機関に対し、個々の企業に関する正確な情報に基づく助言を行うため、日本に拠点を設置することにより、企業を含む関係者との意思疎通を実効的に行うのに十分かつ適切な人的・組織的体制を整備すべきであり、透明性を図るため、それを含む助言策定プロセスを具体的に公表すべきである。 8-3. 議決権行使助言会社は、企業の開示情報に基づくほか、必要に応じ、自ら企業と積極的に意見交換しつつ、助言を行うべきである。 助言の対象となる企業から求められた場合に、当該企業に対して、前提となる情報に齟齬がないか等を確認する機会を与え、当該企業から出された意見も合わせて顧客に提供することも、助言の前提となる情報の正確性や透明性の確保に資すると考えられる。	8-1. 対象外 8-2. 対象外 8-3.
以上	以上